

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者さんの個人情報が記載された「診療情報提供書」を紹介先医療機関に送付する際、宛先を誤って送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 記載されていた個人情報

患者の ID、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、傷病名

2 事案の経過

6月2日（月）16：05 頃

医師が作成した書類をA病院に委託職員がFAXで送付した。

18：30 頃

和泉市内の個人宅から入電があり、自宅FAXに患者の書類が届いているとの連絡を受け、誤送付が発覚した。

19：00 頃

電話を受けた事務職員が個人宅に出向き、誤送付した書類を回収し、謝罪した。

6月3日（火）14：50 頃

誤送付の経緯・原因を特定したうえで、当該部署の事務職員から患者の母に架電し、経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

FAX送信の際、入力番号の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・ FAX送信の際、FAXの入力番号の確認をダブルチェックすることを徹底する。
- ・ FAXに掲示しているチェック項目を再確認させた。
- ・ 個人情報の適切な取り扱いに関し、院内で改めて周知を図った。